

町の区域を変更する件

令和4年(2022年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

北区西茨戸4条1丁目の一部区域について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

北区西茨戸4条1丁目の一部区域に関するもの

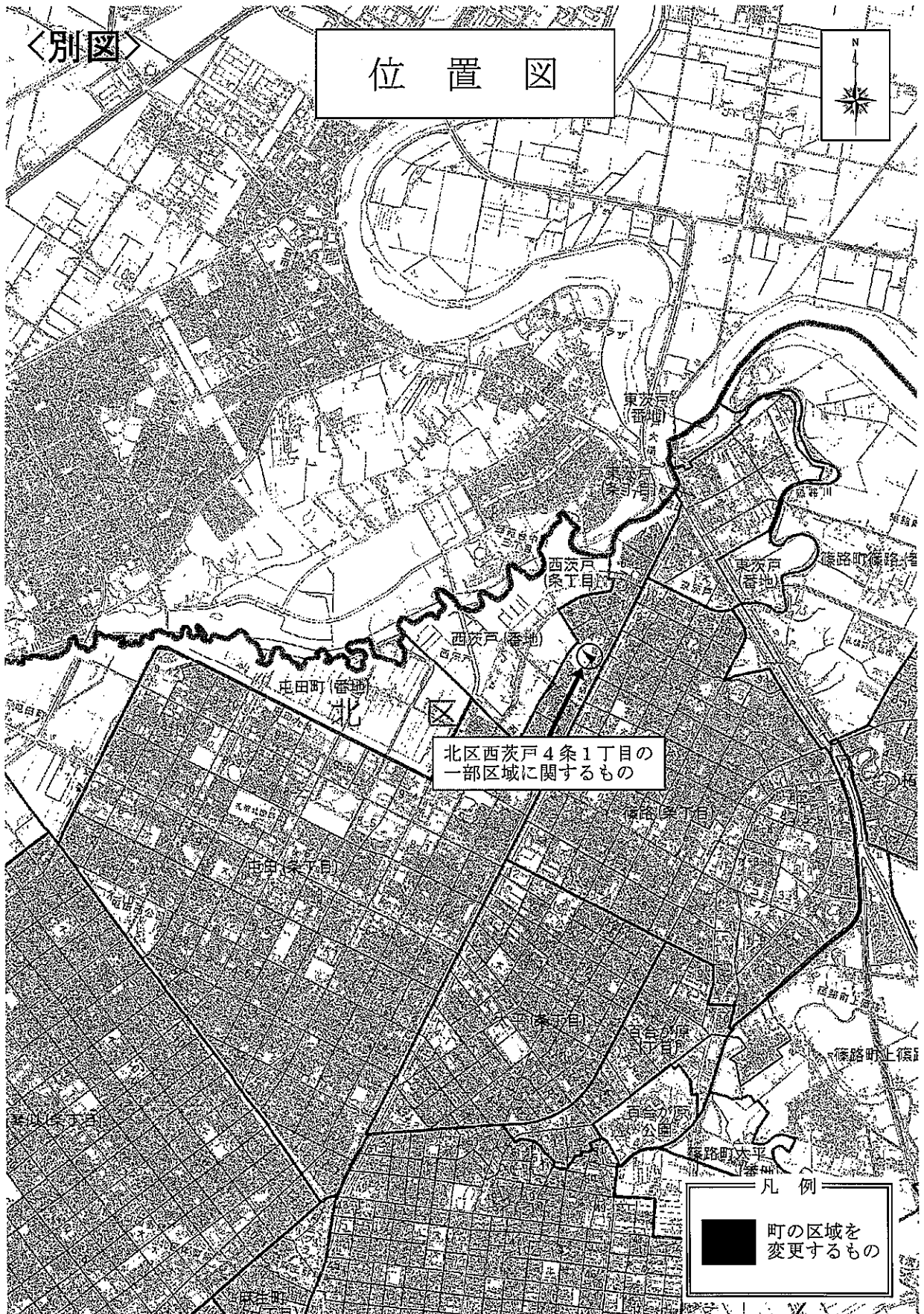
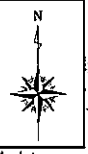
変更後の町の区域	変更前の町の区域
西茨戸3条1丁目	西茨戸3条1丁目の全部及び 西茨戸4条1丁目の一部

(理由)

北区西茨戸4条1丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

<別図>

# 位置図



北区西次戸4条1丁目の  
一部区域に関するもの

凡例

町の区域を  
変更するもの

